

集積場所に関する留意事項

2022年4月1日

【自治会及び事業者の皆様へ】

- 集積場所の維持管理は、利用者で自主管理をお願いします。
- 集積場所はいつも清潔に保つよう維持管理をお願いします。
- 集積場所の新設・移動・分散・廃止をする場合は、当該地が属する自治会と協議し、自治会長名での申請をお願いします。
- 新規の集積場所を設置する場合は、次の事項に留意してください。
 - 1 1ヶ所の集積場所を使用する世帯数について、ごみは8世帯以上、資源物は24世帯以上としてください。ただし、その集積場所をとりまく実情に合わせ、柔軟に検討します。
 - 2 ごみ収集車が安全かつ円滑に収集作業を行える場所で検討をお願いします。特に、ごみ収集車は、事故未然防止の観点から、バックでの走行はしないので、通り抜けができる道路形態の場所又は容易に転回ができる道路形態の場所で申請をお願いします。
 - 3 新規に集積場所を作る場合は、事前に環境事業センターと必ず相談してください。
- 集積場所を移動・分散・廃止する場合は、次の事項に留意してください。
 - 1 移動・分散をする場合は、現在の集積場所及び移動・分散後の集積場所を地図に明記してください。
 - 2 廃止する場合は、使用世帯に廃止する旨及び今後の排出場所を周知してください。
- 申請書が提出されてから実態調査、処理等で収集開始まで2週間ほどかかりますので、申請書は余裕を持ってご提出ください。
- 資源物（プラスチック製容器包装類、びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、廃食用油、金属類）集積場所の使用例

24世帯の目安

コンテナ1個・ネット2個

びん用コンテナ（青・黄・灰）

50cm（縦）×68cm（横）×38cm（高さ）

かん・ペットボトル用ネット

46cm（縦）×46cm（横）×96cm（高さ）

※廃食用油と金属類は、コンテナに入れずに、直に出してください。

【事業者の皆様へ】

- 1 マンション・アパート等で、敷地内に囲いの集積場所を設置する場合は、『茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例 第26条』に準ずるものとし、使用前に必ず市の検査を受けてください。なお、市では工事完了検査済証が交付されるまでは、ごみ及び資源物の収集は開始いたしません。検査後の形状の変更及び、構築物（電柱・フェンス・金網・ごみストッカー等）の設置は原則として認められません。ただし、やむを得ない場合は、事前に市と協議してください。
- 2 特定開発事業に該当しない小規模宅地開発等の場合は、当該地が属する自治会と集積場所について事業実施前に必ず協議してください。なお、近隣の集積場所を利用できない場合は、当該開発区域内等に設けるよう努めてください。
- 3 小規模宅地開発で7戸以下の場合であっても、時期をずらして8戸以上になる計画がある場合は、最終戸数に合わせた面積の集積場所を設置してください。
- 4 雨水等が道路上に流れないように勾配をつけてください。その際、雨水等の処理について、集積場所内に集水桝を設ける等、敷地内に排水できるような構造としてください。

〔2次元コード〕



開発事業者の方へ
（ごみ集積場所の新規設置について）

問い合わせ

〒253-0071 茅ヶ崎市萩園1085

茅ヶ崎市 環境部 環境事業センター 業務担当

TEL: 0467-57-0200